



危険物安全週間実施



危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進し、各事業所における自主保安体制の確立を図ることを目的に6月7日（日）～6月13日（土）までの1週間、推進標語「**つかみ取れ！めざす無事故の頂を**」を合言葉に「危険物安全週間」が実施されます。

危険物は、みなさんにとって身近なものに使用されており、代表的なものとしては、ガソリンや軽油、ストーブの燃料として使用される灯油があります。その他にも、消毒用アルコールや化粧品、ヘアスプレー、制汗スプレーの中にも消防法の危険物として規制を受けるものがあります。

危険物は、発火や引火しやすい性質をもっており、火災危険の高い物質です。危険物の流出や火災等の事故が発生すると周囲に甚大な被害を与える場合があります。取扱いには注意が必要です。

最近、モバイルバッテリーなどのリチウムイオン電池からの出火が増えてきています。高温の場所に**放置しない！**や**落とさない！**など**必ず**、製品の取扱い時の注意事項を遵守し、安全な方法で取り扱いたしましょう。



お問い合わせは、高田消防署（0745-25-0119）

まで、お気軽にお問い合わせください！